

# 城南第三営業部

～ 毎回市の目玉商品をお知らせしています ～ 【2020年11月18日号】



杉 KD一等上 9.0×9.0×4.00  
＜宮城県産＞



杉 KD 10.5×10.5×4.00  
＜宮城県産＞

～次回（11月27日）原木市を開催いたします～

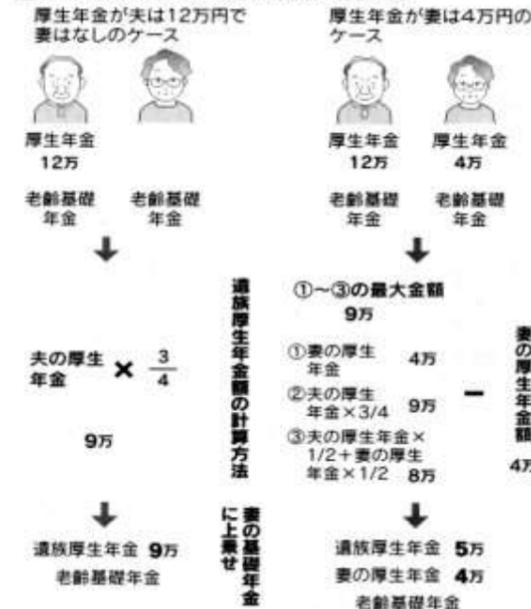


山形県産 広葉樹 15m³  
カツラ、ホオノキ、シナ、トチ、サワグルミ、ウダイガンバ、ブナ  
入札切：11/27（金）12：00  
詳細は後日、弊社HPでお知らせいたします。



桧 KD 10.5×10.5×3.00  
＜福島県産＞

## 妻が遺族厚生年金を受け取る場合の例



## 前号より 妻の老後一人暮らしに備え 遺族年金や繰り下げを活用

次に妻も会社員などとして働いた経験があり、厚生年金を受給している場合をみてみよう。妻が受け取る遺族厚生年金額は妻の厚生年金の2分の1と妻の4分の3の合計のうちの大きい金額から妻の厚生年金額を引いて算出する。例では月5万円が妻の厚生年金と基礎年金に上乗せされる。妻の厚生年金は遺族厚生年金は非課税だ。遺族厚生年金が支給されるには、夫の厚生年金の加入期間が5年以上あることが条件だ。会社員から自営業に変わるなどして厚生年金の被保険者でなくなった場合は、

ただし遺族年金の平均額は子どものいる妻が受け取る遺族厚生年金も合算されているので、高給の女性が遺族厚生年金を受け取る場合は、これより少ない可能性が大きい。大和総研の経歴格付主任研究員は「多くの場合、遺族年金だけでは夫が生きていたときより生活は苦しくなる」と話す。さらに夫が自営業なら、妻の年金収入は自分の基礎年金だけになる。ではどうすればいいのか。大切なのは夫が生きているうちから早めに準備をしておくことだ。

運用資産は60～70歳のいつでも受給を開始でき、今年5月の法改正で22年からは75歳まで可能になっている。なくなった人がマイコに加入していた場合、遺族は運用資産を一時金として受け取ることもできる。企業年金も「遺族一時金」などとして受け取れるので、申請を忘れないようにした。

（成瀬栄和）

は、国民年金を合わせて25年以上の加入期間があればよい。受け取る年金額は夫の加入期間や現役時の年収に応じて異なる。もし妻の厚生年金が多ければ、遺族厚生年金が出ない場合がある。

総務省の「家計調査」では60歳以上の女性単身世帯の消費支出は平均で月約14万6000円。一方、収入をみると基礎年金は月約6万5000円、遺族年金は月約8万5000円。合計では約15万0000円。平均で月約15万円の支出を上回る。

また遺族年金の平均額は子どものいる妻が受け取る遺族厚生年金も合算されているので、高給の女性が遺族厚生年金を受け取る場合は、これより少ない可能性が大きい。大和総研の経歴格付主任研究員は「多くの場合、遺族年金だけでは夫が生きていたときより生活は苦しくなる」と話す。さらに夫が自営業なら、妻の年金収入は自分の基礎年金だけになる。ではどうすればいいのか。大切なのは夫が生きているうちから早めに準備をしておくことだ。

預貯金や生命保険だけでなく、公的年金の受給繰り下げや個人型確定拠出年金（iDeCo）、イデコ（iDeCo）の活用なども選択肢となる。公的年金の受け取りは通常65歳からだが、受給を繰り下げると1カ月ごとに0.7%が加算され、70歳まで繰り下げれば約2割増の年金が一生続く。一般的に夫より長生きしやすい妻は、繰り下げが一案になる。社会保険労務士の井戸美枝氏は助言する。

注意したいのは妻が65～66歳の間に夫が亡くなり、遺族年金を受け取る権利が発生すると繰り下げの請求ができない点だ。66歳以降であれば権利発生時点の増額率が固定されることになる。

早めの準備としてはマイコの活用も考えたい。マイコは税優遇を受けながら自分で投資信託や預貯金などを運用する。運用資産を受け取ることも税優遇の仕組みがあり、老後資産を長期で形成するのに向いているとされる。

日本経済新聞（2020年10月31日）より抜粋

**株式会社 山形城南木材市場**  
**第三営業部担当：柴崎・木村**  
 〒990-2307 山形市表蔵王60番地の1  
 TEL.023-688-2200 FAX.023-688-2012  
 Email: jonan@mmy.ne.jp